

見附市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の  
手続に関する条例及び見附市都市計画審議会条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

#### 見附市条例第4号

見附市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等  
の手続に関する条例及び見附市都市計画審議会条例の一部を改正する条  
例

(見附市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等  
の手続に関する条例の一部改正)

第1条 見附市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦  
覧等の手続に関する条例(平成11年見附市条例第26号)の一部を次のよう  
に改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「市民生活課」を「都市環境  
課」に改める。

(見附市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 見附市都市計画審議会条例(平成12年見附市条例第7号)の一部を次  
のように改正する。

第6条中「建設課」を「都市環境課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。